

# 天童市犯罪被害者等支援条例（素案）について【解説】

## （目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援等に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、当該支援等のための施策を総合的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の早急な回復及び軽減を図り、もって市民の誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## 【解説】

本条は、本条例の内容を要約するとともに、その目的を定めるものです。

## （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は市内で活動を行う団体をいう。
- (4) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- (5) 関係機関等 国、山形県、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係する団体をいう。
- (6) 事業者 市内において犯罪被害者等を雇用する者その他の市内で事業活動を行う者をいう。
- (7) 二次被害 犯罪等による直接的な害を被った後に、周囲の者の配慮に欠ける言動、インターネット等を通じて行われるひぼう中傷、報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による過度な取材及び報道等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的損失その他の被害をいう。
- (8) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける被害をいう。

## 【解説】

- (1) 犯罪等とは、 刑罰を科せられる行為（殺人、強盗、放火、強姦性交、傷害等）で、犯罪に準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為とは、犯罪に類似する行為（DV、ストーカー、児童虐待等、行為の相手方の心身に有害な影響を及ぼすような性質を有する行為）です。
- (3) 市民等には市民以外も含まれます。（理由：被害者等を支える地域社会の形成並びに市民意識の醸成には、天童市内に通勤・通学する方、生活する方からの理解や協力が必要であるため。）
- (5) 関係機関等とは、県、警察、民間支援団体、医療機関、弁護士会・法テラス、検察庁等です。※ 法テラスは、国が設立する法的トラブル解決のための「総合案内所」です。
- (6) 事業者のうち、市内において事業活動を行う者とは、他県のマスコミなどが市内で活動することを含まれます。また、犯罪被害者等に対する他県からの電話取材や手紙は、犯罪被害者等基本法第6条（国民の責務）により配慮を要請されています。
- (7) 二次被害とは、その他、偏見、ひぼう中傷、興味本位の質問、誤った見方、心情に沿わない安易な励ましや慰め等が原因になると考えられます。

### （基本理念）

- 第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう適切に行われなければならない。
- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、市、関係機関等、市民等及び事業者が相互に連携し、並びに協力して推進し、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、途切れることなく行われなければならない。
  - 3 犯罪被害者等の支援は、二次被害及び再被害の発生の防止に十分に配慮して行われなければならない。

## 【解説】

- 1 社会のかけがえのない一員として、保障されるべき犯罪被害者等の権利利益の保護が図られるよう適切に行われなければならない旨を定めるものです。
- 2 必要な情報や支援は、一人ひとり違うため、個々の事情に応じて適切に行われなければならない旨を定めるものです。
- 3 犯罪被害者等のための施策は、担当する者や担当する機関が変わっても、途切れること

なく、二次被害の防止に配慮して行われなければならない旨を定めるものです。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、及び実施するものとする。

### 【解説】

身近な行政機関として、各種支援等に関する相談や必要な情報提供、必要な支援を行う旨を定めるものです。

・適切な役割分担とは…

市は身近な行政機関として、各種支援等に関する相談や情報提供、支援を行います。

**警察**… 情報提供（刑事手続きの流れ・捜査の状況）、相談、カウンセリングなど。

**被害者支援センター**… 「電話相談」や「面接相談」、病院・警察・裁判所への付き添いなどの「直接的支援」。

**検察庁**… 「被害者ホットライン」を設置。裁判にかかわる様々な法制度を利用可能（被害者参加制度、意見陳述制度、被害者等通知制度、損害賠償命令制度）

**法テラス**… 「犯罪被害者支援ダイヤル」を設置。法制度の紹介等（国選被害者参加弁護士制度（弁護士費用負担）、被害者参加旅費等支給制度）

**弁護士会**… 告訴や事情聴取への同行、加害者側弁護士への対応、マスコミ対応に関する相談。

**医療機関**… 検査、治療、緊急避妊措置、カウンセリングなど。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないように努めるとともに、市がこの条例に基づき実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

## 【解説】

・ 目的に掲げた被害者等を支える地域社会を形成するためには、市内で生活する方々の温かい理解と支えが必要であり、その責務がある旨を定めるものです。（基本法、県条例にも国民、県民の責務あり）

・ 市民等の責務は努力義務としており、罰則規定は設けていません。

・ 市民等は、犯罪被害者等と接するとき、無理解や心ない言動、偏見、ひぼう中傷、興味本位の質問、誤った見方、心情に沿わない安易な励ましや慰め等により、プライバシーの侵害、精神的苦痛、心身の不調等の被害をあたえ、それにより住居のある地域等において社会的に孤立することがないように配慮する旨を定めるものです。

### （事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては二次被害を生じさせないように十分に配慮するよう努めるとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の就労その他その犯罪等による被害に関し事業者に求められる手続等について十分に配慮するよう努めなければならない。

## 【解説】

・ 被害者等がその被害に関する捜査や裁判手続きなどに関わることができるように、職務内容や勤務体制などの職場環境についての配慮が必要であり、その責務がある旨を定めるものです。

（基本法では「責務」、県条例では「役割」としています。）

・ 努力義務としており罰則規定は設けていません。

### （相談、情報の提供等）

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪等に起因して直面する様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を行うものとする。

**【解説】**

犯罪被害者等が犯罪などにより被害等を受けた際に、必要に応じて担当部署が相談窓口となり、犯罪被害者等のプライバシーを最大限配慮したうえで、日常生活又は社会生活を再び円滑に営むことができることを目的として、警察等の行政機関並びに被害者支援センター等の民間支援団体と相互に適切な情報提供及び助言等のやり取りを行うことを定めるものです。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第8条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から回復することができるよう、犯罪被害者等に対し、必要な保健医療サービス及び福祉サービスの提供その他必要な支援を行うものとする。

(居住の安定に関する支援)

第9条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、犯罪被害者等に対し、必要な情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

**【解説】**

被害の軽減及び回復を図るための必要な情報や支援は一人ひとり違うため、個々の事情に応じて可能な範囲で対応することを定めるものです。

保健医療サービス及び福祉サービスの提供並びに居住の安定に関する支援の具体的な取り組みは以下のとおりです。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

保健医療、福祉サービスの提供・支援	犯罪や非行をした障がい者及び高齢者に対して、適切な支援を行い、地域社会での自立に寄与できるよう努めます。	社会福祉課 保険給付課 健康課
認知症施策 認知症初期集中 チームホオジロ	40歳以上で認知症の適切な医療に結び付いていない方を対象に、医師などの専門職チームが医療や適切なケアを早期に受けられるよう支援します。	保険給付課

認知症施策 認知症カフェ あったかフェテ んどう	認知症の人とその家族の方の集いの場、地域の支援者の情報交換、気軽に相談ができる場を開設します。	保険給付課
認知症施策 認知症サポーター養成講座	認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を見守り、支援する認知症サポーターの養成講座を開催します。	保険給付課 包括支援センター
包括的支援事業 高齢者総合相談 支援・権利擁護 事業	高齢者本人や家族、地域住民等からの相談に応じて、課題解決のために介護保険サービス・地域支援事業の利用につなげる支援を行う。また、高齢者虐待への対応・成年後見制度や措置の支援等サービス利用や関係機関への連絡調整を行います。	保険給付課 包括支援センター
成年後見制度利用 支援事業	判断能力が不十分となった認知症高齢者等の財産管理や身上監護における必要な保護を図るための成年後見制度の広報及び活用を支援します。	保険給付課 市社会福祉協議会
こころの健康相談 事業	こころの健康に関する相談として、精神科医医師、精神保健福祉士、保健師等による相談を行います。また、お酒の問題で悩んでいる家族に対して、アルコール関連家族相談やアルコール家族ミーティングを実施します。	健康課
薬物乱用防止に 関する啓発活動	薬物乱用の弊害を広く周知するために普及啓発活動を推進します。	健康課
こころの体温計	インターネットを活用したメンタルセルフチェックシステムを運用し、心の健康に関する情報発信と自己診断、相談窓口の周知を図ります。	健康課
障がい者相談支 援	障がい者などの福祉に関する様々な問題の相談に応じ、必要な情報提供や障がい福祉サービスの利用支援などを行います。	社会福祉課

(居住の安定に関する支援)

生活保護制度 (住宅扶助)	生活保護制度の住宅扶助により家賃を支給します。	社会福祉課
住居確保給付 金の支給	離職等により住居を失うおそれがある方に、期限付きで住居確保給付金を支給します。生活の土台となる住居を整え、就職活動を支援することで、居住の安定及び就労機会の確保を図ります。	社会福祉課 市社会福祉協議会
市営住宅への 公平な入居機 会の確保	市営住宅の募集等の情報提供を適切に行い、公営住宅法に基づき、住宅困窮者の住まい確保に努めます。	都市計画課

(経済的負担の軽減)

第10条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、経済的な支援制度に関する情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

**【解説】**

国では犯罪被害者給付、県では犯罪被害者等生活資金貸付を行っています。

(補足)

1 国の制度

犯罪被害給付

- ・遺族給付金 320万円～約3,000万円
- ・重症病給付金 上限120万円
- ・障害給付金 18万円～約4,000万円

2 山形県の制度

犯罪被害者等生活資金貸付

- ・貸付金 上限30万円

(民間支援団体への支援)

第11条 市は、民間支援団体の活動の促進を図るため、当該民間支援団体に対し、必要な支援を行うものとする。

**【解説】**

- ・市は、民間支援団体である「やまがた被害者支援センター」に対し、負担金の交付やチラシ等の設置により支援を行っています。
- ・その他の民間支援団体（県の指定を受けていない）については、財政的支援以外の支援を行ってまいります。

(補足)

- ・民間支援団体には、行政では行き届かない支援を実施できる利点があります。山形県では（公社）やまがた犯罪被害者等支援センターが、犯罪被害者等に対するきめ細やかで途切れない支援を推進する上で、重要な役割を担っています。

- ・民間支援団体の活動を促進するため、犯罪被害者等支援に関する制度等の情報提供、財政的な支援、民間支援団体に関する広報等を行います。

### ※ やまがた犯罪被害者等支援センターとは

平成19年4月に社団法人として設立

同年11月に山形県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」指定

平成24年4月に公益社団法人に移行

(業務内容)

- ・電話相談、メール相談、面接相談  
相談員、弁護士・医師・臨床心理士などが対応
- ・付添いなどの直接支援  
病院、警察署、裁判所への付添い、情報提供等

(市民等及び事業者への理解の促進)

第12条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性、二次被害及び再被害の発生を防止することの重要性等について市民等及び事業者の理解を深めるよう、広報及び啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

#### 【解説】

市は、「犯罪被害者支援県民のつどい」等関係機関への理解促進を図る取り組みについて広報誌等へ掲載し、また市有施設へのポスター及びチラシ等の設置等により情報を提供することを定めるものです。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、犯罪被害者等の支援に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 【解説】

- ・この条例に規定されている事項のほかに、施行に必要な事項がある場合は別に定めます。